

マイナンバーカードで マイナポイントがもらえます

▼問合せ 町民課
☎62-2154

マイナポイント第2弾がはじまりました。マイナンバーカードを取得された方へ最大20,000円分のマイナポイントが付与します。

マイナポイントとは

マイナンバーカードで予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買物をする利用金額の25%分もらえるポイントです。

対象者

- ①マイナンバーカードを取得された方のうち、第1弾に申込をされていない方【最大5,000円相当】
- ②健康保険証としての利用申込をされた方【7,500円相当】
- ③公金受取口座の登録をされた方【7,500円相当】

※①は令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申込を済ませた方のうち、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までのポイント付与を受けていない方)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までのポイント付与を受けることができます。

国民年金保険料の 二重納付にご注意ください

▼問合せ 川越年金事務所
☎049-242-2657

初めて口座振替による前納申し出をされた場合、システム処理の時期によって、現金で納める納付書が届いてしまう可能性があります。

前納保険料が口座振替される前に現金で納付された場合は、現金納付が優先され、口座振替による前納割引を利用することができなくなりますのでご注意ください。(口座振替分については、後日、日本年金機構より還付手続きについての案内が届きます)

国民年金保険料を後払いで済ませる 学生納付特例制度

▼問合せ 川越年金事務所
☎049-242-2657

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納める義務が発生します。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

申請手続きについて

次の必要書類等を準備の上、町民課またはお近くの年金事務所にてお手

※②③のポイント付与の開始時期は令和4年6月頃の予定です。決定次第マイナポイント事業ホームページに掲載されますのでご確認ください。

図書館でマイナンバーカードの 申請受付を行います

▼問合せ 町民課
☎62-2154

日時

4月28日(木) 9時30分～16時

持ち物

- ・運転免許証などの本人確認書類
- ・通知カード
- ・個人番号カード交付申請書

(見つからない場合はご予約時に申し出てください)

予約方法

前日までに役場町民課へご予約ください。

その他

- ・写真撮影無料です。
- ・役場町民課での受付は随時行っています。
- ・申請後、カードができるまで1か月程度かかります。

マイナンバーカードの手続きの ための特別開庁を実施します

▼問合せ 町民課
☎62-2154

平日の時間内に来庁できない方へ、マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。

日時 4月9日(土)・23日(土)

8時30分～12時

4月14日(木)・28日(木)

17時15分～19時

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

※できるだけ事前にお電話で予約をお願いします。予約のない方は待ち時間が長くなる場合があります。

保険・年金・医療

保険が変わったら必ず届出を

▼問合せ 町民課
☎62-2154

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなり国保に加入するときは、原則として14日以内に届出が必要です。国保に加入するときは、前の保険

の喪失日がわかる証明書をお持ちになり、速やかに手続きをお願いします。

なお、ご本人と同時に国保加入する扶養親族がいる(同じ保険証を使っている)場合、親族の方のお名前と喪失日が併せて記載されている証明書が必要です。

また、社会保険に加入して、国保を脱退するとき届出が必要です。届出がないと、保険に二重加入していることとなり、被保険者の方が保険税を二重負担することになってしまいます。社会保険に加入した場合は、新しい社会保険の保険証・国保の保険証をお持ちになり、手続きをお願いします。

4月から国民年金保険料額が変わります

▼問合せ 町民課
☎62-2154

令和4年4月から、国民年金保険料は月額16,590円(前年度より20円引き下げ)となります。

保険料は一人当たりの賃金の伸び率・物価に応じて改定されます。年金を支える力と給付のバランスをとるために、皆様のご理解をお願いいたします。

消費者コーナー

学習塾 退会・特別講習の キャンセルで解約トラブルに

▼問合せ 企業支援課
☎62-0720

学習塾は、長期間で高額な契約となる場合が多く、契約期間の途中で辞めたいとなった際に、解約料や返金でトラブルになるケースが見受けられます。契約期間が2か月を超え、契約金額が5万円を超える契約は、特定商取引法に定める「特定継続的役務提供」に該当し、概要書面・契約書面受領から8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間が経過した場合、「既に提供を受けているサービスの対価」と「解約料(法定金額)」の合計額を負担することで中途解約ができます。なお、既払金額が合計額を超えている場合は差額分の返還を求めることができます。また、テキスト等の「関連商品」についても、クーリング・オフや中途解約の対象になります。

月謝制の学習塾は1か月ごとの契約更新と捉えられ、基本的には「特定継続的役務提供」に該当しません。ただし、実態として2か月以上の契約である場合は、該当と判断される可能性があります。

「特定継続的役務提供」に該当しない場合は、原則、学習塾の規約に従うことになり、返金などに法的な規制はなく、当事者間で話し合うこととなります。

【事例1】息子のために、学習塾の特別講習を契約した。費用は受講料、テキスト代等で総額8万円、契約期間は4週間、支払い済みである。ところが、急に都合が悪くなり、一度も受講することなく解約を申し出たが「規約のとおり一切返金しない」と言われた。

【事例2】

娘を学習塾に通わせているが「やめたい」と言い出した。退塾を申し出ると「辞める前月の15日までに申し出ないと、翌月分の月謝はいただくこと」となっています。規約に書いてあります」と言われた。

【消費者へのアドバイス】
①契約前に、契約期間にかかると思われる費用の総額(特別講習やテキスト、オプション、追加授業等)とそれに伴う追加費用の有無を確認しましょう。
②規約・契約書は必ず確認しましょう。特に契約期間の途中で学習プランを変更する場合や、やめる場合を想定し、支払いまたは返金はどうなるかを契約前に確認し、文書等に残しておくことよいでしょう。

③消費者にとって、あまりにも不利な解約条件は無効になるケースがあります。困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188番」へおかけください。